

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>1、市は、(株) 東立テクノクラシーに追加説明会を指示し、どのように開催するのか。</p> <p>【質問趣旨】 本年1月20日に、市は(株)東立テクノクラシーに、産業廃棄物処分場計画に係る追加説明会の指示を行っている。その後、本件事業者から指示に対する回答(返答)はないようだが、追加説明会を指示することになった経緯及び、どのように追加の説明会開催を実施させていくのかを問うものである。</p>	<p>(1) 追加説明会を指示することにした経緯と理由について</p>	<p>① 令和7年10月21日、環境課では、(株)東立テクノクラシー産業廃棄物処分場計画に関する関係連区自治会に対して説明会の意向確認を行う上で、「意向確認票」に回答するよう依頼している。意向確認の内容は、説明会要望とその理由、協定締結要望とその理由について掲載されていたが、関係連区自治会から主にどのような内容の回答があったのか伺う。</p> <p>② 本市は、関係連区自治会からの「意向確認票」の回答に対し、どのような見解か伺う。</p> <p>③令和8年1月20日付けで、(株)東立テクノクラシーに対して、市産廃紛争予防調整条例第10条第1項に基づき追加説明会について指示を行っている。指示についての理由が書面に記載されているが、市長はどのような考え(動機)に基づき追加説明会の指示に至ったのか見解を伺う。</p> <p>④1月20日午前中に(株)東立テクノクラシーが環境課を訪れ、本条例に基づく追加説明会開催の指示について、市は、当該事業者と面談をしているが、どのような事を話し合ったのか伺う。</p> <p>⑤追加説明会開催指示の理由に、一部の関係住民に対する周知が十分にされていないことが記載されている。当該事業者が追加説明会を開催する場合、どのようにして住民・事業者等への説明会開催を行うことを想定しているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
 2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
 3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	白井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 引き続き市条例でどのように産廃処分場計画の対応を行うのか。	<p>⑥1月20日付けの追加説明会開催の指示以降、(株)東立テクノクラシーから返答(回答)は無いようだが、仮に当該事業者が、追加説明会の開催に応じない場合は、本条例上どのような措置を行うことになるのか伺う。</p> <p>① 当該産廃処分場計画について、(株)東立テクノクラシーの追加説明会開催後は、本条例第13条第1項の意見書の調整、第14条第1項の環境保全協定の締結の手続きに移っていく。市当局では条例第13条の意見書の調整については、どのような解釈をされ、どのように行うことを想定しているのか伺う。</p> <p>② 本条例第14条の環境保全協定の締結については、当該事業者が関係地域内の自治会等の地元組織と締結するものとする規定しているが、例えば、事業者と自治会が締結しなければ、条例上どのようなことが想定されるのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
<p>2、市に、相次ぐ新規産廃処分場計画が持込まれたことで立地規制の強化に着手すべきである。</p> <p>【質問趣旨】</p> <p>本年2月5日、クリーン開発(株)は、市役所を訪れ、余床町に新たな産業廃棄物処分場の事業計画書を環境課に提出している。今後、事業計画書の具体的な中身の確認を行うことになる。現行の市産廃紛争予防調整条例は、住民との紛争を調整する条例で、産廃処分場の立地そのものを抑制する条例ではない。そのため、抑制できる実効的な制度設計が必要ではないかという問題提起の質問をする。</p>	<p>(1)クリーン開発(株)による新規産廃処分場とはどのような施設なのか。</p>	<p>① 本年2月5日、クリーン開発(株)は市役所を訪れ、新規の産業廃棄物処分場計画書を環境課に提出し、受理されている。同計画の隣接地には、同事業者による管理型産廃処分場が令和5年に埋立終了しているが、新たな産廃処分場計画についての場所と敷地面積、埋立面積、埋立容量等の規模、受け入れる産廃種類等については、どのような計画であり、山路町の産廃処分場計画と比較してどうか伺う。</p> <p>② 令和4年5月に、当該事業者は市役所を訪れているが、その後も何度も訪れ、市は対応している。事業者が訪れた目的は、新規産廃処分場計画について、事前相談等のためではないかと考えるが、どのようなことで訪れていたのか伺う。</p> <p>③ 当該事業計画に隣接し、既に埋め立て終了した産業廃棄物処分場について、当時産廃処分場拡張計画の申請の際に、愛知県環境部長が、クリーン開発(株)に対し、施設稼働後の周辺環境への影響を適切に把握するため、余床川の水質調査等必要な調査を定期的を実施し、その結果を速やかに公開するとともに、住民の生活環境、動植物の生息・生育環境への環境の更なる回避・低減に努めることを「通知」している。終了した産廃処分場の敷地面積・埋立面積・埋立容量の規模と、併せて当該事業者は、市や地元住民(通知内容)にどのように調査報告を行っているのか伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(2) 産業廃棄物処分場の新規計画が相次いで提出され、現行条例の限界認識と危機意識について	<p>① 本市は、愛知県内でも突出して産業廃棄物最終処分場が集中しており、さらに新規の産廃処分場計画が持込まれ、環境負荷のさらなる集積が懸念される。処分場が累積的に立地していくことによる地下水、河川水質、生活環境と土地利用への長期的影響は極めて重大（令和7年第1回環境審議会各委員の意見）だと考えるが、市としてどのような問題認識を持っているのか見解を伺う。</p> <p>② 現行の産廃紛争予防調整条例は、事業計画が提出されることを前提とし、住民との紛争を調整する制度であり、処分場の立地そのものを抑制する条例ではないと認識する。市は、現行制度だけでは、相次ぐ産廃処分場計画を抑制的にコントロールすることは困難であるとの認識は持っているのか伺う。</p> <p>③ 上記①と②の質問を踏まえ、市は、今後も地下水や河川水質、水源地等を含めた環境保護保全の観点や、住民の不安や懸念に応えられると認識しているのか見解を伺う。</p> <p>④ 産業廃棄物処分場の設置については、法令に基づき許可権限が県にあることは承知している。しかしながら、本市には県内でも突出して産廃処分場が集中しており、地域環境への長期的な影響、さらには県内における環境負担の公平性の観点からも、看過できない状況にある。本市にこれだけ産廃処分場が集中していることを踏まえ是正するため、新規計画については、県に対し、分散設置及び広域調整を正式に要請すべきではないのか。今後、県に求めていく意思はあるのかも含めて市の見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

22 番	臼井 淳議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
		<p>⑤ 環境政策は予防原則が基本であり、取り返しのつかない事態が起きてからでは遅い。現行条例は、産廃処分場の立地を制限や規制する条例ではないため、法的に止める力が弱く、立地を拒否できないことが本質的な問題である。現行条例は立地規制の機能を持たないため、したがって処分場の立地を防止できないことにどうすべきとする考えなのか市の見解を伺う。</p> <p>⑥ 本市は、産廃紛争予防調整条例を策定したことで、一定の抑制効果があったことは認められる。しかしながら、近年、相次ぐ産廃処分場計画が持ち込まれたことで、一度許可が下りると周辺に類似施設が連鎖しやすくなり、いずれ関東圏や関西圏等の事業者が産廃や大規模開発の案件を持ち込む恐れがある。他の自治体では、既設の産廃場施設 1 km以内と水源地 500m 以内に立地規制を設け、また計画前の事前協議と環境配慮義務を課す条例を制定している。市は、水・自然環境・市民生活を守る立場として、立地を原則抑制する新たな規制条例に着手する段階にきていることについて、市長の規制強化への明確な見解を伺う。</p>

- 備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。